

○分限処分…勤務成績が良くない場合や心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合など、公務能率の維持を図るため、降任や免職、休職となります。

○懲戒処分…法令違反、職務上の義務違反、全体の奉仕者としてふさわしくない行為があった場合、戒告や減給、停職または免職となります。

●令和元年度中に服務義務違反はありませんでした。

●令和元年度中の分限、懲戒処分の状況は次のとおりです。

分限処分			懲戒処分			
降任	免職	休職	戒告	減給	停職	免職
—	—	1人	—	—	—	—

7. 職員研修の状況

新規採用職員や管理監督者である課長・係長向けの研修、税務事務など専門的な業務知識を学ぶ研修を実施しています。

研修名	実施主体	人数	
新規採用職員基礎研修	釧路町村会	12人	
初級職員研修		5人	
中級職員研修		8人	
釧路地区法務基礎研修		4人	
釧路地区法務実務入門研修	北海道町村会	4人	
全国地域づくり人財塾研修	市町村職員中央研修所	1人	
政策企画研修		1人	
法務実務（基礎）研修	北海道市町村職員研修センター	1人	
地方自治法研修		2人	
地方公務員法研修		2人	
窓口対応マナー研修		1人	
業務改善手法研修		1人	
指導能力研修		5人	
管理能力研修		7人	
税務事務（基礎）		1人	
税務事務（応用）		1人	
女性職員キャリアビジョン研修		2人	
クレーム対応研修		1人	
新入社員ビジネスマナー研修		日本電信電話ユーザ協会	5人
新入社員フォローアップ研修		ユーザ協会	4人
政策形成研修（まちづくり研修）		釧路市	2人
市町村職員政策研修		北海道市町村振興協会	1人
白糠町転入職員町内視察研修		白糠町教育研究所	12人
白糠町職員ビジネスマナー研修		白糠町	9人
働き方改革・ワークライフバランス研修	51人		
人事評価制度（評価者）研修	32人		
公務員倫理研修	112人		

8. 職員の福祉と利益保護

①共済組合等

職員の共済制度は、地方公務員等共済組合法により北海道市町村職員共済組合が各種の給付などを実施しています。また、職員は（一財）北海道市町村職員福祉協会へ加入し、福利厚生の実施を図っています。

②災害補償

職員が、公務中や通勤途中で死亡または負傷により障がいを負った場合には、地方公務員災害補償法に基づき、補償を受けることができます。

※令和元年度中に公務災害として申請・認定された事案はありませんでした。

右下から続く

住居手当	職員が住んでいる住居で家賃などの住居費を負担している場合	14,704千円
超過勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した場合 ・年間平均支給額 291千円	32,541千円

⑦期末勤勉手当の状況

支給月	令和元年6月	令和元年12月	計
支給率	2.225ヵ月分	2.275ヵ月分	4.50ヵ月分
平均支給額	644千円	658千円	1,302千円

⑧退職手当の支給率などの状況（令和2年3月31日現在、単位：月）

区分		支給率			
		勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度額
町	自己都合	19.6695	28.0395	39.7575	47.709
	定年・勲奨	24.586875	33.27075	47.709	47.709
国	自己都合	19.6695	28.0395	39.7575	47.709
	定年・勲奨	24.586875	33.27075	47.709	47.709

※退職手当の支給率などは、本町が加入する「北海道市町村職員退職手当組合」の規定に基づくものです

⑨特別職の給料・報酬（単位：円・月）

区分	月額			区分	月額					
	R01	R02	計		R01	R02	計			
給料	町長	R01	783,000	報酬	議長	R01	295,000			
		R02	783,000		R02	295,000				
	副町長	R01	649,000		副議長	R01	237,000			
		R02	649,000		R02	237,000				
	教育長	R01	588,000		委員長	R01	212,000			
		R02	588,000		R02	212,000				
	期末手当	支給月	6月		12月	計	支給月	6月	12月	計
		支給率	2.225		2.275	4.50	支給率	2.225	2.275	4.50

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

①勤務時間（一般職員の場合で、保育園などは異なります）

- ・月曜～金曜日の午前8時30分～午後5時00分
- ・休憩時間／12時00分～12時45分
- ・1週間の勤務時間／38時間45分

②休暇等

休暇には、年次休暇や病気休暇、特別休暇（出産や育児休暇など）、介護休暇があります。

5. 職員の休業に関する状況

職員には、地方公務員法等の法令および白糠町の条例、規則等に基づき次の休業が認められています。

- ・育児休業
- ・自己啓発等休業
- ・配偶者同行休業

※令和元年度に育児休業を取得した職員は、いませんでした。

6. 職員の服務および分限、懲戒処分の状況

職員の服務は、法令その他特別の定めがあるもののほか、「白糠町職員服務規程」により定められています。

町職員は全体の奉仕者として様々な義務が課せられていますが、その義務を果たせない場合は、分限処分や懲戒処分となります。